

## 日本企業支援ウェビナー

### 「オムニバス法の廃止及び法律代行政令」

今般、在インドネシア日本国大使館及び在スラバヤ日本国総領事館は、インドネシアの日系企業及びその親会社、並びにこれからインドネシアへの進出を検討中の日本企業に所属されている方を対象に、雇用創出に関する法律2020年第11号（オムニバス法）の違憲判決及び2022年12月末に制定された同法に代わる法律代行政令に関するオンラインセミナーを開催することになりました。

在インドネシア日本国大使館では、令和4年8月に越境 EC・ストリーミング等の拠点を設けない進出手法に関する講演、令和4年3月にデータローカライゼーションに関する講演など、その時々に関心の高いテーマを設定しており、この度は、オムニバス法に関する違憲判決、2022年の法令改正及び法律代行政令について解説します。

### 【日時】

令和5年3月14日（火）

インドネシア西部時間（含むジャカルタ、スラバヤ） 11時（日本時間13時）から

（講演1時間30分 質疑応答30分）

### 【講演方法】

Microsoft Teams を使用予定。

ウェビナーにお申し込みいただいた方に、ウェビナー前日までに URL をお送りします。

### 【講演者】

齋藤英輔弁護士（TMI 総合法律事務所ジャカルタデスク所属）

### 【参加費】

無料

### 【参加対象者】

日系企業に所属されている方

### 【定員】

200名（先着順）

### 【申込期限】

3月10日（金）

【お申し込み方法】

メールの標題を「セミナー参加希望」とし、①会社名、②お名前、③連絡先電話番号、④連絡先メールアドレスを明記の上、以下の宛先にメールでお申し込みください。

support-japan100@dj.mofa.go.jp

在インドネシア日本国大使館

日本企業支援担当 古信